

# 東北学院大学大学院学生納付金等納入に 関する規程

平成3年4月1日制定第1号

改正 平成12年4月1日  
平成13年4月1日  
平成14年4月1日  
平成16年4月1日  
平成19年3月1日  
平成23年2月16日  
平成25年2月20日  
平成28年2月17日改正第28号  
平成29年10月11日改正第118号  
平成30年10月10日改正第78号  
令和3年7月7日改正第120号

(趣旨)

**第1条** 東北学院大学（以下「本学」という。）大学院学生納付金等の納入に関しては、東北学院大学大学院学則（以下「学則」という。）に定めるほか、この規程の定めるところによる。

(学生納付金)

**第2条** この規程において学生納付金（以下「学納金」という。）とは、入学金、授業料、施設設備資金、実験実習料及び教育充実費をいう。ただし、入学金は初年度のみ納入するものとする。

2 学納金の納入額は、この規程において特段の定めがない限り、学則別表3に定めるところとする。

3 大学院各研究科において、学則第7条第5項に規定する長期履修学生（以下「長期履修学生」という。）となることを希望して許可された者の学納金の納入額は、学則別表3に定める入学金以外の学納金の合計額に標準修業年限を乗じた額を履修期間の年数で除した額とする。ただし、除した額に1,000円未満の端数が生じるときは、長期履修を許可された最初の年次の学納金の納入額に当該端数額を加算する。

4 長期履修学生に対し履修期間の変更（短縮又は延長）が許可された場合の学納金の納入額は、学則別表3に定める入学金以外の学納金の合計額に標準修業年限を乗じた額から既に納入した総額を差し引いた額を、残りの履修期間の年数で除して得た額とする。ただし、除して得た額に1,000円未満の端数が生じるときは、履修期間の変更を許可された最初の年次の学納金の納入額に当該端数額を加算する。

5 前2項の場合において、在学中に学納金の改定が行われた場合には、改正年度から新たな学納金を適用する。

(学納金の納入方法)

**第3条** 学納金の納入方法は、原則として銀行振込とする。

(学納金の納入期限)

**第4条** 学納金は、学則第42条第3項の規定により、2期に分けて納入し、その納入期限は、次のとおりとする。ただし、納入期限日が銀行営業休業日の場合には、翌銀行営業日とする。

第1期（前期）5月14日

第2期（後期）10月15日

2 入学又は再入学を許可された者が入学手続を完了するためには、学納金を指定の期限日までに納入しなければならない。

(学納金延納の願い出の許可)

**第5条** 在学生がやむを得ない理由により前条第1項の納入期限までに学納金を納入できない場合には、延納を許可することがある。ただし、延納の願い出は、前条第1項の納入期限日までに行うものとする。

2 延納を許可された者は、学納金を指定の期限日までに納入しなければならない。  
(督促状の送付及び除籍予告の通告)

**第6条** 学納金を納入期限日までに完納しない者に対しては、督促状を送付するとともに、再度指定した期限日までに納入しない場合には、学則第31条の2の規定により除籍となる旨の通知を行う。

2 督促状により学納金を納入しようとする者は、学納金とともに、学納金督促・延滞手数料を納入しなければならない。

3 学納金のみを納入し、学納金督促・延滞手数料の納入に応じない場合には、本学の各種証明書の発行を留保する。

4 学納金督促・延滞手数料は、別表のとおりとする。  
(督促状の送付回数)

**第7条** 延納の願い出の手續をせずに、学納金を納入期限日までに完納しない者に対しては、前条第1項の督促状を2回まで送付するものとする。

2 延納が許可された者で、延納期限日まで学納金を完納しない者に対しては、前条第1項の督促状を1回送付するものとする。  
(学納金未納による除籍)

**第8条** 学納金納入の督促に応じず、再度指定の期限日までに学納金を完納しない者については、9月及び2月の研究科委員会の議を経て学納金未納による除籍とし、これを本人及び保証人に通知する。通知不能の場合は、その学生番号を学内に掲示する。

2 前項に該当する者のうち学則第34条に規定された事項の対象者について、研究科委員会は、懲戒処分が完了するまでの間、除籍の議を留保することができる。

3 学納金未納により除籍された者は、本学学生としての一切の資格を失う。  
(復籍の願い出)

**第9条** 前条第1項により除籍となった者が復籍を願い出る場合は、復籍願を提出するとともに、学納金及び復籍料を納入しなければならない。

2 復籍料は、別表のとおりとする。  
(除籍年度内の復籍)

**第10条** 第8条第1項により除籍となった者が、当該除籍年度内に、前条第1項の手續を経て復籍を願い出た場合には、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て復籍を許可することがある。

2 復籍を許可された者の除籍以前の在学期間は、所定の在学年数に算入する。  
(除籍翌年度の復籍)

**第11条** 第8条第1項により除籍となった者が、当該除籍年度を超えて、第9条第1項の手續を経て復籍を願い出た場合は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、願い出た翌年度の4月1日に原年次に復籍を許可することがある。

2 前項により復籍が許可された者(第2条第3項の適用を受ける者が前項に該当する場合を含む。)の学納金は、復籍する年度の学則別表3の学納金とする。  
(休学者及び退学者の学納金)

**第12条** 休学を1年間(4月から翌年3月まで)許可された場合の学納金は、学則別表3の入学金相当額とする。ただし、第4条の学納金の納入期限日までに休学願が提出されていることを要件とする。

2 第1学期又は第2学期の休学を許可された場合の学納金は、休学を許可された学期ごとに入学金相当額の2分の1とする。ただし、第4条の学納金の納入期限日までに休学願が提出されていることを要件とする。

3 長期履修学生の休学が許可された場合には、休学期間の学納金の納入を免除する。

4 新入生(当該年度の入学時学納金を納入し、かつ、所定の期日までに入学辞退届及び学納金返還願を提出しなかった者をいう。以下同じ。)の休学については、第1項から第3項までの規定にかかわらず、第1期の学納金を免除しない。

5 第4条の学納金の納入期限日後、学納金未納のまま休学を願い出た場合には、次項に該当する場合を除き、休学願を受理しない。ただし、学納金を納入した場合には、その願い出を受理する。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、保証人（親権者）連署の学生納付金免除願を作成し、医師の診断書を添付の上、学生課を通じて休学願とともに納付の免除を願い出ることができる。

(1) 結核性疾患又は脳神経系統疾患のため、医師から通学が困難であると診断された者

(2) 上記以外の疾病等による療養のため、医師から通学が困難であると診断された者

7 第1学期の学納金の納入期限後に納入された第1期の学納金は、返還しない。

8 第2学期の学納金の納入期限後に納入された第2期の学納金は、返還しない。

9 新入生の退学については、第1学期の学納金は返還しない。

10 第4条の学納金の納入期限日後、学納金未納のまま退学を願い出た場合には、学生死亡の場合を除き、退学願を受理しない。ただし、学納金を納入した場合には、その願を受理する。

11 本条の各項の運用については、別に定める。

(復学者の学納金)

**第13条** 休学者（1か年間、又は第2学期）で復学を許可された者の学納金は、学則別表3の学納金とし、第1学期の休学者で復学を許可された者の学納金は、学則別表3の学納金より算出される第2期の学納金とする。

2 第15条の各項に該当する者が休学の後、復学する場合の学納金は、第15条の各項において規定された学納金とし、本条第1項を準用する。

(再入学者の学納金)

**第14条** 退学者で試験を免じられ、再入学を許可された者の学納金は、再入学する年度の学則別表3の学納金とし、入学金は徴収しない。

2 退学者で試験の上再入学を許可された者の学納金は、再入学する年度の学則別表3の学納金とし、入学金は学則別表3の入学金の2分の1とする。

3 博士後期課程退学者の課程博士申請に伴う再入学に関する規程の適用を受けて再入学した者は、学納金に替わり、別表の在学料（在籍料）を納入しなければならない。

4 第2条第3項及び第4項、第13条第2項、第15条第2項の学納金に関する特別の規定を適用されていた者が退学した後、再入学する場合においても、本条第1項又は第2項を適用する。

(修業年限を超えた者の学納金)

**第15条** 博士課程前期課程及び修士課程において、2年を超えて在学する者の学納金は、学則別表3の施設設備資金の2分の1とする。ただし、これに該当する者が休学を許可された場合には、休学期間の学納金の納入を免除する。

2 博士課程後期課程において3年を超えて在学する者の学納金は、学則別表3の施設設備資金の2分の1とする。ただし、これに該当する者が休学を許可された場合には、休学期間の学納金の納入を免除する。

(外国人留学生の学納金)

**第16条** 外国人留学生の学納金は、学則別表3の学納金とする。

2 私費外国人留学生に対しては、東北学院大学私費外国人留学生授業料減免規程に基づき、授業料の減免を行うことができるものとする。

(交換留学生等の学納金)

**第17条** 協定校からの受け入れる交換留学生の学納金その他の納付金は、協定書等において定めるところによる。

2 海外の大学に交換留学又は認定留学する学生の学納金は、学則別表3の学納金とし、東北学院大学海外留学生奨学金規程に基づき、奨学金を給付することができるものとする。

(科目等履修生の納付金)

**第18条** 科目等履修生の納付金（入学金及び聴講料）は、別表のとおりとする。

2 科目等履修生は、納付金を指定の期限日までに納入しなければならない。

3 科目等履修生を志願する者は、別表の検定料を納入しなければならない。

(委託聴講学生の納付金)

**第19条** 委託聴講生の納付金（聴講料）は、協定校間の協議で定めるところによる。

(研究生の納付金)

**第20条** 研究生の納付金(研究料)は、別表のとおりとする。

2 研究生は、納付金を所定の期限日までに納入しなければならない。

3 研究生の納付金の納入方法等については、第3条から第10条第1項まで及び第22条の規定を準用する。

(実習費、証明書発行手数料等)

**第21条** 実習費(教育実習費、介護実習費、博物館実習費等)、証明書発行手数料等については、証明書自動発行機により納付するものとする。

2 実習費、証明書発行手数料等については、その主管部署において定めるところによる。

(納入済み学納金等の取扱い)

**第22条** 既に納入された学納金等は、別に定める場合を除き、いかなる理由があっても返還しない。

(事務)

**第23条** この規程に関する事務は、財務部財務課において処理する。

(改廃)

**第24条** この規程の改廃は、東北学院大学財政専門委員会及び学校法人東北学院財務会議の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

**附 則**

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

**附 則** (平成12年4月1日)

この規程は、平成12(2000)年4月1日より施行する。

**附 則** (平成13年4月1日)

この規程は、平成13(2001)年4月1日より施行する。

**附 則** (平成14年4月1日)

この規程は、平成14(2002)年4月1日より施行する。

**附 則** (平成16年4月1日)

この規程は、平成16(2004)年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年3月1日)

この規程は、平成19(2007)年3月1日から施行する。

**附 則** (平成23年2月16日)

この規程は、平成23(2011)年2月16日から施行する。

**附 則** (平成25年2月20日)

この規程は、平成25(2013)年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年2月17日改正第28号)

この規程は、平成28(2016)年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年10月11日改正第118号)

この規程は、平成30(2018)年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年10月10日改正第78号)

この規程は、2019(平成31)年4月1日から施行する。

**附 則** (令和3年7月7日改正第120号)

この規程は、2022年4月1日から施行する。

別表（第6条第4項、第9条第2項、第14条第3項、第18条第1項・第3項、第20条第1項関係）

- 1 学納金督促・延滞手数料  
第1回目の督促による納入 4,000円  
第2回目の督促による納入 8,000円
- 2 復籍料  
除籍年度内の復籍： 大学院入学金の10分の1（1,000円未満四捨五入）  
当該除籍年度を超えた復籍： 大学院入学金の2分の1  
入学金は、学則別表第3に規定する当該年度の入学金である。以下同じ。
- 3 在学料（在籍料）  
学位審査料（学位規程第7条第1項）の2分の1
- 4 科目等履修生入学金  
大学院入学金の4分の1（1,000円未満四捨五入）  
ただし、本学大学院を修了した者並びに前年度に引き続き継続して科目等履修生となる者からは、科目等履修生入学金は徴収しない。
- 5 科目等履修生聴講料  
1単位当り、各研究科の授業料の30分の1（1,000円未満四捨五入）  
なお、施設設備資金及び教育充実費は、徴収しない。
- 6 科目等履修生検定料  
大学院入学検定料の2分の1（1,000円未満四捨五入）
- 7 研究料  
各研究科の授業料の3分の1